

安全で安心して暮らせる 防災・減災まちづくり

概要版

# みやこ町地域防災計画



令和7年3月



みやこ町

# 1. 地域防災計画とは

## 1.1 計画の目的

基本編・風水害対策編1-1

洪水・土砂災害や地震・津波などの自然災害や大規模な事故による被害を最小限に抑え、地域に生活する人々の生命、身体及び財産を災害から保護するために、平常時の備えや災害発生時の対応などを定めたものが地域防災計画です。

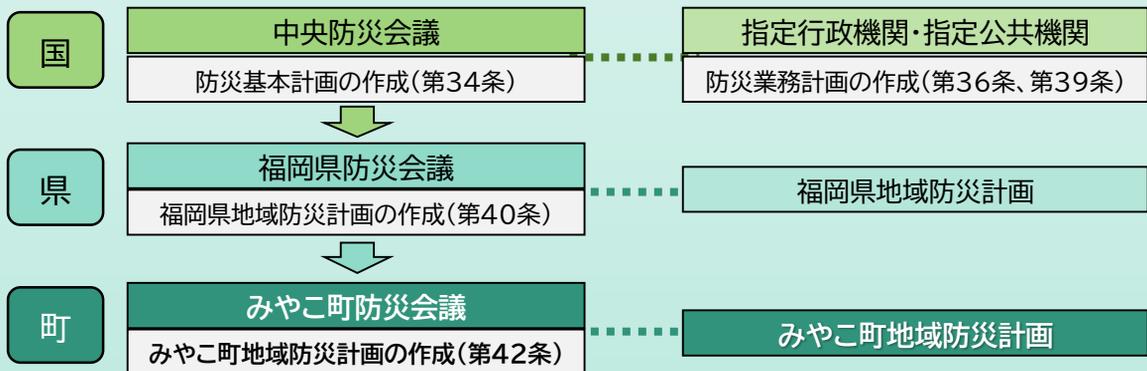
この計画を効果的に活用することで、町民の生命や身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限にとどめ、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に役立てることができます。

## 1.2 災害対策基本法に定められた防災計画の体系

基本編・風水害対策編1-2

みやこ町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、みやこ町防災会議が、国の「防災基本計画」や県の「福岡県地域防災計画」を踏まえて作成する計画です。

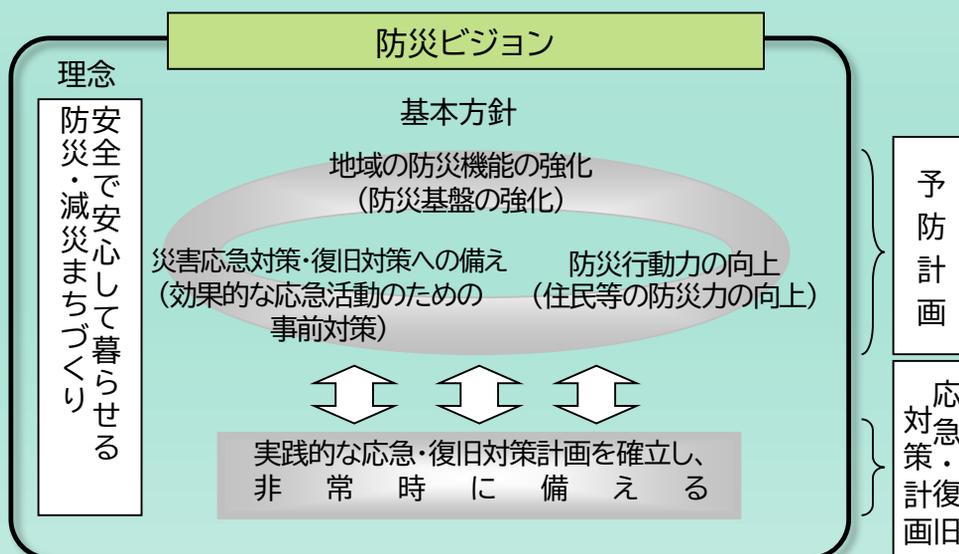
災害対策基本法に定められる防災計画の体系



## 1.3 計画の基本方針(防災ビジョン)

基本編・風水害対策編1-32

「安全で安心して暮らせる防災・減災まちづくり」を理念とし、町民・行政・関係機関・団体等がそれぞれの役割を自覚し、互いの連携を基本として、力を結集して災害に強いみやこ町を創りあげるため、以下の「地域の防災機能の強化」、「防災行動力の向上」、「災害応急対策・復旧対策への備え」、「実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える」を本計画の基本方針としています。



## 1.4 計画の構成

基本編・風水害対策編1-3

みやこ町地域防災計画は、福岡県地域防災計画と整合を図りながら、以下に示す構成としています。

基本編・風水害対策編	基本編には、防災対策の基本方針、町における危険箇所の現況、災害の想定などを記載するとともに、町及び防災関係機関の役割を定めています。 各種災害対策編（風水害、地震、原子力災害、鉄道災害、道路災害、危険物災害、大規模な火事災害、林野災害、放射線災害）には、災害による被害の発生を防止するとともに、被害を最小限に抑えるため、町が平常時から実施する施策や災害発生時の応急対策活動及び県・他市町村との応援体制などについて定めています。
地震対策編	
原子力災害対策編	
事故対策編	
資料編	災害対策に関する町の現況資料、例規・基準・応援協定等、各種様式をまとめています。

## 2. みやこ町の災害危険性

みやこ町地域防災計画は、本町で発生する可能性がある以下の災害を対象としています。

### 2.1 風水害

基本編・風水害対策編1-15

#### (1) 洪水

県が指定した洪水浸水想定区域を、本計画における洪水による浸水害として想定しています。

本町における洪水浸水想定区域の指定状況は以下のとおりです。

#### 【みやこ町における洪水浸水想定区域の指定状況】

対象河川	作成主体と作成年月	指定の前提となる降雨（想定最大規模）	家屋倒壊等氾濫想定区域
今川水系今川(水位周知河川)	福岡県 平成30年4月	今川流域の24時間の総雨量 958 mm	○
今川水系高屋川、松坂川、喜多良川、大坂川、江尻川水系江尻川	福岡県 令和4年5月	今川流域の24時間の総雨量 958 mm	
祓川水系祓川(水位周知河川)	福岡県 平成30年4月	祓川流域の24時間の総雨量 1,022 mm	○
長峡川水系長峡川、小波瀬川(水位周知河川)	福岡県 平成30年4月	長峡川流域の9時間の総雨量 729 mm	○
長峡川水系井尻川、初代川、宇田川、矢山川、白川、箕田川	福岡県 令和4年5月	長峡川流域の9時間の総雨量 729 mm	
音無川水系音無川	福岡県 令和5年5月	音無川流域の24時間の総雨量 1,099 mm	



## (2) 土砂災害

本町では、県が指定した以下の土砂災害警戒区域等を、土砂災害の想定災害として位置付けています。



### 【みやこ町における土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定状況】 (令和6年7月26日現在時点)

	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	合計
警戒区域	187	270	4	461
特別警戒区域	157	265	0	422

#### 【土砂災害警戒区域】

がけ崩れ等の土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

#### 【土砂災害特別警戒区域】

がけ崩れ等の土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、特定の開発行為の制限、建築物の構造規制等が行われます。

## (3) 高潮

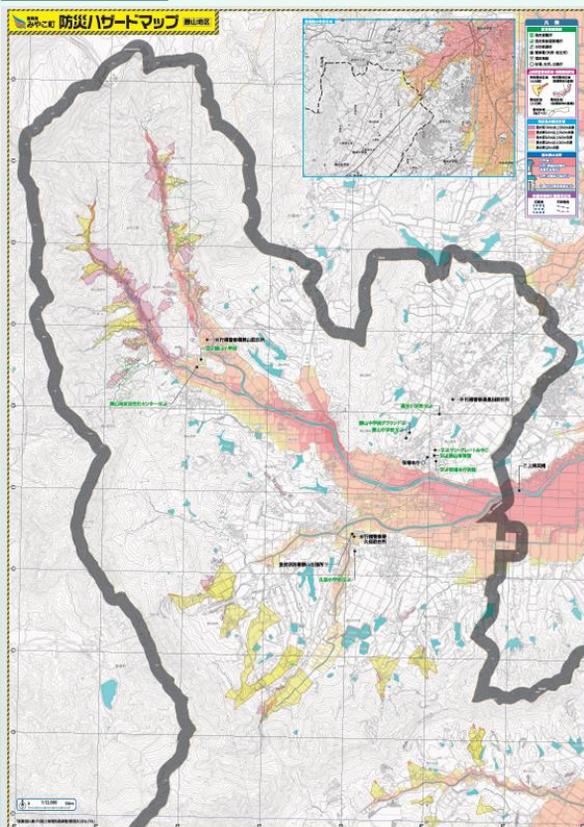
本町では、県が指定した以下の高潮浸水想定区域を、高潮の想定災害として位置付けています。ただし、その影響は勝山黒田と行橋市との境界付近のみです。

### 【みやこ町における高潮浸水想定区域の指定状況】

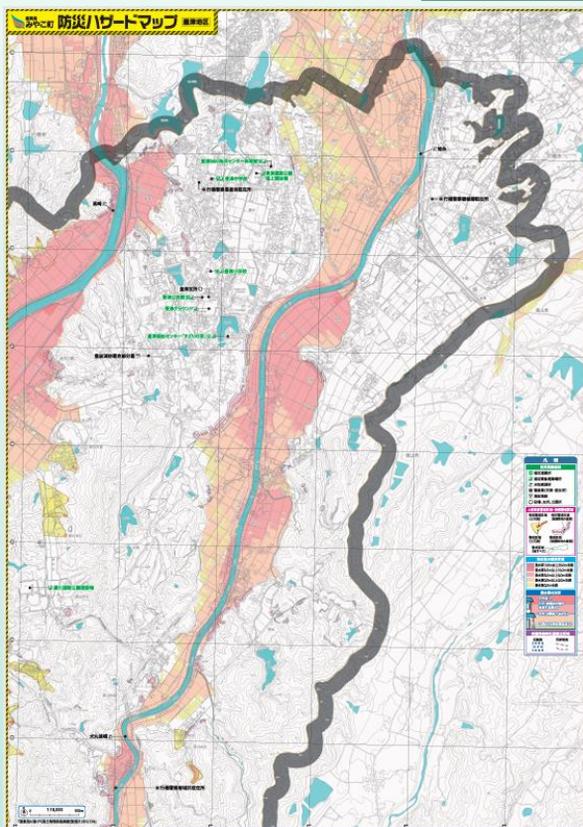
対象海岸	作成主体と作成年月	指定の前提となる台風 (想定最大規模)
豊前豊後沿岸	福岡県 令和元年12月	既往最大規模の室戸台風 (1934年、最大 900 hPa)

前述の洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、高潮浸水想定区域は、みやこ町  
防災ハザードマップ（令和6年3月作成）に示しています。

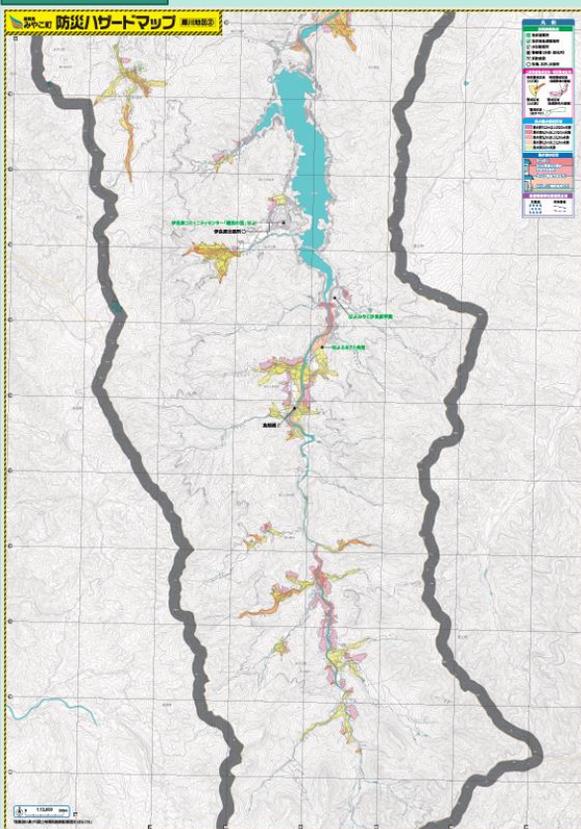
### 勝山地区



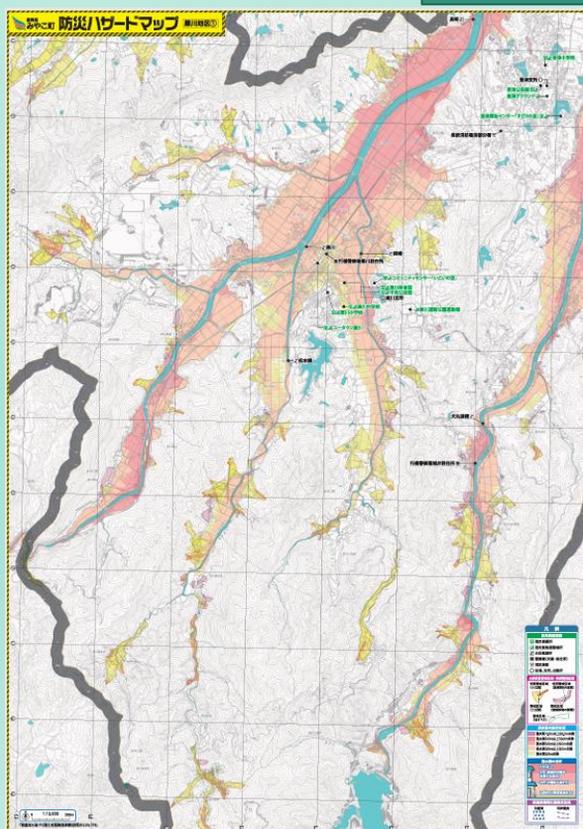
### 豊津地区



### 犀川地区①



### 犀川地区②



## 2.2 地震

地震対策編1-5、1-6

福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月)では、福岡県の代表的活断層(小倉東断層、西山断層、警固断層、水縄断層の4つの断層)が存在する地域でマグニチュード6.9~7.3クラスの地震を想定したケースと、市町村内での地震動等の分布状況を把握するために、マグニチュード6.9、深さ10kmの地震動を基盤一定に与えた<sup>注)</sup>被害想定が行われています。この中で、本町に大きな影響を及ぼす小倉東断層、西山断層及び基盤地震動一定による<sup>注)</sup>地震を想定しています。

注) 地震の揺れを直下の基盤全体に均等に与えること。

区 分	小倉東断層北東部 (北東下部)	西山断層南東部 (北西下部)	基盤地震動一定
地震の規模 (マグニチュード)	6.9	7.3	6.9
震源の深さ	2~10.5km	2~17km	10km
最大震度	6弱	6弱	6弱

## 2.3 原子力災害

原子力災害対策編1-6

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及びました。

本町は、玄海原子力発電所から100km以上離れており、原子力災害対策指針で定められているPAZ及びUPZのいずれの範囲にも含まれていませんが、広域避難の受入れや住民不安への対応など、国及び県と連携した対応が求められる可能性があります。



## 2.4 事故等災害

事故対策編

事故等として、本町で起こりうる鉄道災害(平成筑豊鉄道)、道路災害、危険物災害、大規模な火事災害、林野火災、放射線災害を想定しています。

### 3. 災害予防(災害に備える活動)

#### ■ 防災基盤の強化

災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、風水害対策、公共施設やライフライン施設の地震対策を推進し、防災基盤の強化に取り組みます。

#### 水害・土砂災害対策【風水害】

水害や土砂災害に備え、防災ハザードマップの配布・公表、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画作成の支援、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報提供等に取り組みます。

(基本編・風水害対策編2-22～)

#### 都市構造の防災化【共通】

災害に強いまちの形成を図るため、建築物や公共施設の耐震化・不燃化、広域避難地の選定、避難路の安全確保等に取り組みます。



#### 液状化対策【地震】

公共事業等の実施にあたっては、液状化発生の防止（地盤改良）、液状化による被害の防止（構造的対応）、代替機能の確保（施設のネットワーク化）に取り組みます。

(地震対策編2-21)

#### ■ 住民等の防災力の向上【共通】

##### 自主防災体制の整備

自主防災組織の育成・指導に取り組みます。

(基本編・風水害対策編1-1、地震対策編2-11)

##### 防災訓練の実施

職員の応急対策確認訓練、県との総合防災訓練、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練に取り組みます。

(基本編・風水害対策編2-34、地震対策編2-12)

#### ■ 効果的な応急活動のための事前対策【共通】

##### 情報管理体制の整備

災害情報の収集・共有・伝達や、住民等への情報発信強化のための防災行政無線等の整備、防災情報システムの整備、被害情報等の収集管理体制の整備等に取り組みます。

基本編・風水害対策編2-50  
地震対策編2-15



##### 避難体制の整備

住民等の円滑な避難のため、指定避難所等の生活環境の整備、避難誘導體制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等に取り組みます。

基本編・風水害対策編2-57  
地震対策編2-18



## 災害備蓄物資等の整備・供給

被災者の生活支援のため、給水体制、食料・生活必需品等の供給体制、支援物資の受入れ体制の整備等に取り組みます。  
 (基本編・風水害対策編2-84、地震対策編2-19)

## 業務継続性の確保

大規模災害時においても、災害対応等の業務を継続するため、業務継続計画の作成に取り組みます。  
 (基本編・風水害対策編2-93、地震対策編2-21)

### 令和6年度 地域防災計画改訂のポイント

「避難勧告」と「避難指示(緊急)」の「避難指示」への一本化(基本編・風水害対策編3-53～)、災害ボランティアセンター設置予定場所の見直し(基本編・風水害対策編3-29)、民間団体応援協定先の見直し、町有施設における「みやこ町耐震改修促進計画」に基づく耐震診断・耐震改修の実施への修正(地震対策編2-7)、南海トラフ地震臨時情報への対応の追加(地震対策編2-22)等を行いました。

# 4. 災害応急対策(災害が発生したときの活動)

## ■ 町の活動体制【共通】 基本編・風水害対策編3-2～、地震対策編3-1～

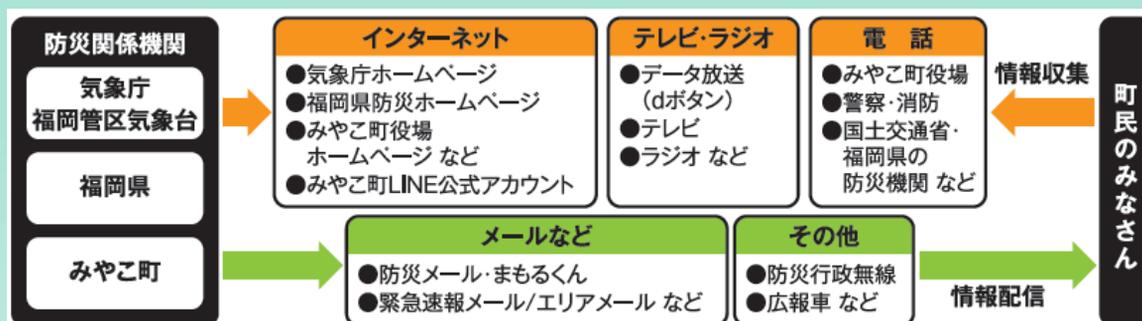
町は、風水害や地震、原子力災害、事故等災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、人命の救助・救出及び安全確保を行うとともに、災害応急対策活動を円滑に実施するため、「みやこ町災害対策本部」を速やかに設置します。

また、町のみでは災害応急対策活動が十分に行えない場合は、県や消防機関、自衛隊、災害時応援協定締結自治体等に応援要請を行い、人員や資機材を確保して体制を整えます。



## ■ 情報の収集・伝達【共通】 基本編・風水害対策編3-33～、地震対策編3-14～

町は、気象予警報に関する情報、洪水や土砂災害の危険度情報、地震情報等、災害に関する情報を収集するとともに、避難情報や指定避難所等の開設情報等を、多様な手段を用いて住民等に伝達します。



## ■ 避難対策の実施【共通】

### 避難の指示

(基本編・風水害対策編3-53、地震対策編3-22)

町は、災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したときは、避難指示等の避難情報を発令するとともに、指定避難所等を開設します。

防災気象情報		町が発令する避難情報			
警戒レベル相当情報(例) 警戒レベル5相当情報 ●大雨特別警報 ●氾濫発生情報 など		警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報
警戒レベル4相当情報 ●土砂災害警戒情報 ●氾濫危険情報 など		警戒レベル 5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保※1
警戒レベル3相当情報 ●洪水警報 ●氾濫警戒情報 など		<警戒レベル4までに必ず避難!>			
これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。国土交通省、気象庁、県が発表します。		警戒レベル 4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示
		警戒レベル 3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※2	高齢者等避難
		警戒レベル 2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
		警戒レベル 1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではありません。  
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

### 指定避難所の開設・運営等

(資料編 資-40)

町は、感染症対策を踏まえて、指定避難所の開設・運営を行います。避難生活が長期化する場合は、自主防災組織等の協力を得て、避難者自身による自主運営体制に移行できるよう支援します。

また、やむを得ない理由により、指定避難所に滞在することができない在宅・車中泊避難者を把握し、食料等の配給を行います。



## ■ 要配慮者の支援【共通】

### 要配慮者の支援対策

(基本編・風水害対策編3-98、地震対策編3-23)

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がいのある者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者、及び避難行動要支援者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の安否確認・避難から、その後の生活に至るまでの各段階においてきめ細やかな支援対策を行います。

### 福祉避難所の確保・移送

(基本編・風水害対策編3-98、地震対策編3-23)

要配慮者が指定避難所や在宅での避難生活が困難な場合は、福祉避難所を確保するとともに、町社会福祉協議会等と連携し、要配慮者を福祉避難所へ移送します。

## ■ 被災者の生活支援【共通】

基本編・風水害対策編3-83、地震対策編3-23～

町は、被災者への食料や生活必需品の供給、給水活動の実施、防疫・保健衛生活動、災害廃棄物等の処理、学校等の文教対策、応急仮設住宅等の供給等を実施し、被災者の生活を支援します。

また、大規模地震発生後の二次災害（**地震対策編3-19**）を防止するため、被災した建築物の応急危険度判定や被災した宅地の危険度判定を行い、二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行います。

### 令和6年度 地域防災計画改訂のポイント

災害対策本部組織の修正（**基本編・風水害対策編3-4**～）、避難指示等の発令基準の見直し（**基本編・風水害対策編3-53**～）、感染症対策（**基本編・風水害対策編3-95**～、**地震対策編3-23**）を踏まえた「みやこ町避難所開設・運営マニュアル」の反映等を行いました。

## 5. 災害復旧・復興

### ■ 災害復旧【共通】

基本編・風水害対策編4-1～、地震対策編4-1～

生活基盤であるライフライン施設や交通施設等の被害は、住民の生活や社会活動に大きな影響を与えます。そのため、県及び防災関係機関と連携を図りながら、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害復旧計画を速やかに策定し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行います。なお、復旧事業において、その災害復旧工事等の実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、工事の実施体制等の実情により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国や県が町に代わって工事を行うことができる権限代行制度の適用を県に要請します。

### ■ 生活再建の支援【共通】

基本編・風水害対策編4-8～、地震対策編4-3～

被災された方々が一日も早く自力で生活ができるようにするため、町、国、県、その他公共機関が協力して、被災証明の発行、被災者に対する生活相談、住宅の確保、税金や公共料金の特例措置、被災した中小企業者や農林業者への災害復旧融資制度の情報提供等の生活再建の支援を行います。

### ■ 災害復興【共通】

基本編・風水害対策編4-24～、地震対策編4-7～

東日本大震災や熊本地震のように、町が壊滅的な被害を受け、大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定大規模災害の指定を受けた場合は、県や防災関係機関と連携して復興体制を確立し、住民との合意形成を図りながら復興計画を作成します。

### 令和6年度 地域防災計画改訂のポイント

国や県による権限代行制度の追加（**基本編・風水害対策編4-3**、**地震対策編4-2**）、応急危険度判定等各種調査の違いの明確化、「災害の被害認定基準」の改定に伴う修正等を行いました。